

Title	明治期における阪谷素の思想について：『明六雑誌』・『洋々社談』からみた
Author	大月, 明
Citation	人文研究. 14 卷 6 号, p.535-558.
Issue Date	1963
ISSN	0491-3329
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学文学会
Description	

Placed on: Osaka City University Repository

明治期における阪谷 素の思想について

—『明六雜誌』・『洋々社談』からみた—

大 月 明

一 はじめに

朗廬、阪谷 素は、文政五年十一月十七日備中国川上郡九名村に生れ、明治十四年一月十五日東京において、五十九才で亡くなった。彼の生涯を、その学問・思想と行動の面から考えてみようとするとき、『朗廬全集』における作品区分と期を同じくして、天保・弘化期の江戸遊学時代を中心とする初期（文政5—弘化4、—25才）、嘉永以降、備中国後月郡西江原村に彼を迎えて作られた、興讓館の教授時代を中心とした中期（嘉永1—慶応3、26—45才）、明治新政府下の東京に出て、新時代の流れに乗りおくれまいとした、^{註①}いわゆる啓蒙期における活動を中心とした晩期（明治1—同14、46—59才）、に分けて考察するのが適切であることは、かつて拙稿^{註①}において指摘した。そのことはまた、たんにその生涯における学問・思想と行動、即ち阪谷 素その人に膚接するというだけでなく、明治維新という変革期の中で、既に幕藩体制下における思想の基調形式をほぼ終っていた、一儒学者をとりあげ、その学問・思想の歴史的品格から、ひいては日本近代思想の構造と性格究明の一面を探ろうとする際においても適切であることは、これも前稿の目的とするところで述べたところであった。この前稿においては、初・中期における考察に終っていたのであるが、本稿においては、晩期即ち明治新政府下における阪谷の発言の内容を探ろうとする。従って、本稿は前稿の続篇というべきであって、『明六雜誌』・『洋々社談』における発言から考察しようとする本稿の目的は前稿と同じである。

阪谷の初・中期における学問・思想の基盤が、朱子学のそれであったことは、『白鹿洞書院揭示』（以下揭示という）の終

生不変の信奉を中心として、彼の発言の内容から明かであった。初期における儒学修業の中から示された幾つかの習作は、とくにそのことを如実に示すものであったといえる。初期、古賀侗庵・昌谷精溪の教授からえたものが、朱子学であったことは必然であったともいえるが、そうした初期からの朱子学の基盤の上で、天保期以降の変転する社会状況と、新しい学問・思想の動きという影響に触発されてえた思想の変化をみてみると、山田方谷の阪谷初期の評言にいうような、「少年文儒之人」が、「事幕府竭力、即所以事王朝」^②とする武士階級の一員として、その内容は幼い封建的経世論ではあったが、幕藩体制の弛緩に対して、儒学思想にもとづく領主以下武士階級の精神的緊張感を要請したことから、やがて江戸より郷里へ帰り、江戸あるいは京都を中国路からながめ、あるいは各地を旅し、あるいは近隣の友人等と交驩し、討論していく中から、洋学に対し、政治に対し、社会に対して発言する方向へ徐々にではあるが進展していったのである。たとえば、初期の経世論が、文武・賞罰・理財を説いて甚だ講積的であったのに対して、中期のとくに慶応期の経世論には、合議制度・文教制度・貨幣制度の整備をやや具体的に述べ、合議制度では、当時論じられることの多かった列藩会議論に論及して、新知識への接近を示している等はその例であろう。攘夷説がもはや通用せず、各藩も対外通商の利を悟っていることを指摘すること等も、また、「凡事不在議論、顧処置何如耳」^④として、たびたび揭示の実際の機能をまで強調するようになってきているのも、朱子学の学問的經典としての意味が、社会情勢と彼自身の変化から少しづつながら変わってきているのである。これらをたんなる知識の積重ね、人生経験からくる世界観・社会観の展開と曲折とのみ考えるには、彼にとつて天保期以降の時代の変化は余りに重大であり、彼自ら、たとえば朱子学的世界観・学問観を終生堅持しようとしたにしても、そこには幾つかの変化が認められたのである。

日本人の思想の近代化の歴史において、まず第一の関門となったのは、いうまでもなく明治維新である。この変革に直面して、思维構造、あるいは価値体系が如何に変容していったか、していかなかったか、そしてその内容はどうかであったかが思想の近代化における一つの座標となり、この座標に対して幾つかの屈折形が示されるのである。初・中期、そして

晩期へと、明治維新の進展とともに時代を追ってきた阪谷の場合にも、前述のように、まず彼のもつ朱子学の世界観に及ぼす歴史的影響からの展開があつて、明治新政府樹立を向えるに至っているが、晩期も含めて果して、彼の思惟構造・価値体系なりが重大変革に直面して、如何なる変容を示したかということについては、そこに一つの質的な基本的転換があつたとは認め難いのである。確かに量的加層的な、ある時は全く異つた（朱子学的世界観のそれと）学問・思想との交渉からくる新局面はあつたにしても、政治体制の変革、あるいは西洋近代思想に対決した形での質的な基本的展開、極端にいうならば、近代思想への萌芽とでもいえる形への転換は少ないといつてよいのであり、努力はあつたのではあるが、反封建思想への姿勢を確立することができなかったといえる。

阪谷自身の表現をかりれば、初期、「事幕府竭力、即所以事王朝」とし、儒学者としての責務をその経世家的発言に示した阪谷は、中期とくに慶応期に入つて、「天下の事、一刻をそく候得は、十年二十年の損にも相成候」といふ危機感の中から、大政奉還上表直後の時点において、天皇中心主義思想へと鮮かに転じていったが、その間の思想基盤が朱子学のそれであつたことは不変である。また、洋学の隆盛化、洋学者の増加に対して示した態度は、彼のいう「日本学」の概念に明かであるが、それは、精密無比の気学Ⅱ西洋科学を夷狄観の下に一方向的に棄破するのでも、また技術面のみ採長補短の採用をするのでもなく、自らのもつ朱子学的世界観、具体的には揭示の精神という哲学的紐帯によつてつなぎとめ、従属せしめる方向で我気学に転化せしめる、つまり阪谷のいう日本学に吸収せしめるというのである。この日本学、つまり洋学を含めた学問論は、儒学思想の枠内に成立し、洋学は儒学の理を基盤とし、かつ我が君父Ⅱ封建支配者の用に供されることによつて、学問として存在することを説いたのである。明治維新による幕府倒壊の始まりも、あるいは新しい学問の存在も、備中国に住み、やがて浅野家に仕えていった阪谷の思想形成においては、たんに歴史推移の投影であつたにすぎないといえるのである。そこには、幕府から天皇への、正に王政復古への思想的追従があり、洋学摂取についての日本学論には、朱子学的世界観の不変の優越性があつたが、この両者にしても、何等矛盾のない表裏の關係にあつたとい

えるのである。

阪谷の経世家的発言の内容は、以上のような意味をもつものであり、その実学性—政治性の濃化も、王政復古観に止まるものであり、日本における近代思想発生への一つの過程ではあっても、封建思想の克服への途を先頭切って進むものはなかった。

以上述べた点について、資料的には慶応三年までのものであった。従って、慶応頃までに明治国家誕生への思想的準備がすでに始まっていて、晩期—明治期における阪谷の活動をささえた思想基盤も、ほぼこの中期迄にその形を整えていたとするなら、その為には、さらに晩期の考察に入らねばならない。以下本稿においては、『明六雑誌』・『洋々社談』における阪谷について考察しよう。

二 『明六雑誌』における阪谷

明治六年七月、米国から帰国した森有礼によって首唱され、当時もっとも多く西洋文化に親しむ機会をもっていた、職業的洋学者と洋学研究者達によって結成された学会が明六社^⑥であった。森は弁理公使として滞米中から、外国の学会(森のいう「ソサエチー」)のようなものが日本にも是非必要であると考え、帰国後、西村茂樹や洋学者達と会談を重ね、研究発表や座談懇親を合せて行っていた。従って会則も会長もなかったが、明治七年二月に会則が出来て、森が会長となった。その時の定員(会員)は十名であったが、一年後の明治八年二月一日には、定員・通信員・格外員を含めて三十名に達していた。最初の定員十名の出身をみると、薩摩藩出身の森を除いて全て旧幕関係者、然も西村・森・福沢諭吉を除いて、他は全て旧幕府開成所関係の者ばかりであって、明治初年から十年代までの西洋文化啓蒙と吸収の担い手としては、当然といわねばならない出身の特色であった。また民間で私塾を経営していた福沢・箕作秋坪以外は、全て在官者でもあったことは、幕末洋学(者)が明治政府下に生きていった道筋でもあった。それらのことは、その後増加した定員等の氏名をみても、旧幕関係者の多いことから、明六社全体の傾向として指摘できるのであるが、当時最高の学会及び定員の人

々の活動を考える場合、重要な事実でもあった。

「改正明六社制規」^⑦第一条主旨の項に、「社ヲ設立スルノ主旨ハ同志集會シテ意見ヲ交換シ知ヲ廣メ識ヲ明ニスルニ在リ」とあるように、月二回集つて談論し、また月一回演説会を開き、その内容は、当時洋学全盛期にあつて最高水準を示し、青年層を始め、肯定的否定的何れの人々にも強い影響を与えたのである。然し研究討論の範囲は、「専ラ教育ニ係ハル文學技術物理事理等凡ソ人ノ才能ヲ富マシ品行ヲ進ムルニ要用ナル事柄ニシテ」としていたし、そのことは「而カモ期スル處専ラ後世ニ屬スルヲ以テ或ハ今時ノ忌嫌ニ触ルコトモアルヘシ。是レ止ムコトヲ得サルニ出ルモノナリ。然リ而テ時ノ政事ニ係ハリテ論スルカ如キハ本來吾社開會ノ主意ニ非ス、且ツ唯其勞シテ功ナキノミナラス亦之ニ由テ或ハ不要ノ難事ヲ社ニ來タスモ計ル可ラス」^⑧ということを恐れていたからでもあり、何よりも才能・品行の向上が創立時よりの目的でもあった。明六社では、演説会の反響が強かったことから、その議論を中心とした雑誌の刊行案が生れ、明治七年三月より『明六雑誌』（以下雑誌という）を月二回発行し、十一月より毎月三回発行となつた。今日のB六判に近い菊半截廿頁位で、号により頁数の多少はあつたが、量の点ではたいしたものではなかつた。然しその内容の与えた影響は、明治七年当時、最大の新聞である『東京日日』の発行部数八千に比べ、毎月平均三千二百五冊の割合だということからもその大きさがわかるのである。雑誌は、明治八年十一月刊行の第四十三号をもって、廃刊の辞もなく終つたが、「邦人ノ為ニ智識ヲ開クノ一助」^⑨となろうとしたこの啓蒙思想家達の中に、恐らく会則も出来た明治七年二月以降までもなくであろう、定員として入会したのが、明治三年浅野侯に随つて東京へ出て、四年の廃藩置県後も東京に留まっていた阪谷であつた。

阪谷は、明治五年四月に陸軍省八等出仕となり、明治政府の一官員となつたが、その後、参謀局分課にあつて地理図誌編輯掛となつた。同年十月陸軍省をやめ、十一月には正院へ、翌六年五月からは文部省八等出仕として編書課、あるいは地理誌編輯専務となり、七年十一月には文部省をやめて八年一月に正院へ戻り、同年十月には司法省に入つて大審院御用掛となり、以後、司法省七等出仕、七等判事、大審院詰となつて十年六月に至つてゐる。その後、同年九月に警視局、十

二年には内務省警視局御用掛となり奏任官に准じた待遇をうけたが、十四年に歿したのである。^⑪ 明六社は解散後、明六会として会合はあったようだが、十二年一月以後は東京学士会院が創設され、かつての明六社定員の殆どが参加してから後は、学会としての命脈もなきにひとしかった。丁度その間、阪谷は、文部省八等出仕として地理誌編輯に従い、雑誌最終号発刊の前月からは司法省に入っていたのである。明治六年五月からの文部省勤務では、六年当時編書課長であった西村茂樹との関係が考えられるが、その他、六年当時、津田真道が陸軍省四等出仕、西周が陸軍省第一局第六課長、中村正直が大蔵省翻訳官、加藤弘之が宮内省四等出仕侍読^⑫であったこと等に比べれば、同じ在官者といっても阪谷の官位は低いものであったといえよう。この津田・西、あるいは森らの明六社創設と雑誌発刊という華々しい活動は、阪谷にとっても大きな刺激であったろう。然しながら、何といっても重要なことは、明六社の立てた目的や研究範囲が、中期までに阪谷がえていた思想傾向と全く反対のものではなく、むしろ、道理は一つであるはずとして、和漢洋学に接触しようとする彼にとっては、たとえば日本学論の存在を新時代下に考えてみる機会でもあった。八年一月正院再出仕に際して、「時に小子事当十九日正院政表課御用掛御申付、月俸九十円下賜候。兼て御配意被下候間、御省念之為一寸申上候。是より職は固り、職外之事、所謂杞憂ナル者益盡力可論候。」^⑬と述べたが、生活の一応の安定にともなつて、職外之事、即ち明六社・洋々社、その他の学会への参加と発言に自らも期待していたのである。明六社が「期スル處専ラ後世ニ屬スル」^⑭ことに当たったことも、「所謂杞憂ナル者」に尽力論及しようとする阪谷にとつては同一方向であった。

阪谷が雑誌に論文をのせたのは明治七年六月刊の第十号からで、丁度第四十三号の最終号までに十六篇をのせている。雑誌総執筆者十六名による百十四篇の中では、津田直道の廿四篇に次ぐ多さであることは、職外之事に熱心であった証拠でもあり、『洋々社談』にも引継がれている傾向である。阪谷の雑誌所載論文は次の通りである。

- ① 質疑一則 十号・十一号 七年六月刊
- ② 民選議員ヲ立ルニハ先政體ヲ定ムベキノ疑問 十三号 七年六月刊

- ③ 租税ノ權上下公共スベキノ説 十五号 七年八月刊
- ④ 火葬ノ疑 十八号 七年十月刊
- ⑤ 尊異説 十九号 七年十月刊
- ⑥ 狐説ノ疑 二十号 七年十一月刊
- ⑦ 狐説ノ廣義 二十号 七年十一月刊
- ⑧ 女節ノ疑 二十一号 七年十一月刊
- ⑨ 政教ノ疑 第一 二十二号 七年十二月刊
- ⑩ 政教ノ疑餘 二十五号 七年十二月刊
- ⑪ 民選議院変則論 二十七号・二十八号 八年二月刊
- ⑫ 妾説ノ疑 三十二号 八年三月刊
- ⑬ 天降説 三十五号・三十六号 八年四・五月刊
- ⑭ 轉換蝶鉸説 三十八号 八年六月刊
- ⑮ 養精神一説 四十号・四十一号 八年八月刊
- ⑯ 尊王攘夷説 四十三号 八年十一月刊

(以下の引用は論文名上の番号による。)

この中、⑪は同年一月十六日、⑫は三月一日、⑬は四月一日、⑭は五月一日の演説を雑誌にのせたものである。以下、これらの論文の幾つかをとりあげてその内容を考えてみることにする。^⑮

かつて穂積陳重はその講演^⑯の中で、阪谷のもつ特色をあげている。その一つは、論断・速断・独断または奇矯の論を慎しんだ点である。例としては、雑誌の①②④⑥⑧⑨⑫がそれぞれ疑の字を入れていることである。いわば儒学的実証主

義、あるいは合理主義精神の表れであると考えられること。第二は、やはり雑誌上の発言を例として、「先生の説の内容は非常に大胆にして進歩的なることであります。」という点である。その例は①で述べている世界語論であって、これはエスペラントの発明公表（一八八七）に先んずること十三年の卓見であるというのである。また阪谷の四男で、第一次西園寺内閣の大蔵大臣や東京市長となった阪谷芳郎も、亡父の教育上における功績の現存するものとして三点をあげている。①その第一は、揭示による忠孝精神涵養の伝統であり、第二は兵式体操の採用であり、第三が漢文をもって教育の主体とすることの不可能を知り、仮名交り文を奨励したことであって、自分の子供にも早くから英語を学ぶことを奨励していたが日本人として必要な素養として漢学・和学も重んじたことである。阪谷芳郎とその義兄穂積陳重の阪谷評を紹介した。世界語論は仮名交り文奨励と変っているが、身内の人達から聞かれた所感は、阪谷の思想究明に参考となる内容をもっているといえよう。

雑誌の創刊される直前、明治七年一月に民選議院設立建白書が出され、『日新真事誌』にも内容が発表されて、民権運動が大きく歩を進めることとなったが、世上の民権論・民選議院是非論の高まりとともに、雑誌でも民選議院論がたたかわされ、一般読者への啓蒙のみならず、その影響は多方面に及んだのである。阪谷も①②③において民選議院論を説いている。①の中第十一号では、箕作麟祥のバックル開化説訳文を参考として、「怠惰自ラ私シテ因循無事ヲ唱フル者多」い政府の施策をついたが、その論点は、「訳文中謂フ如ク有識ノ士衆ニ先チ恐レズ諱マズ其弊害ヲ除キ改革ヲナスノ急務タルヲ論ズト雖モ、文明ノ政府モ之ヲ聴カズ依然旧弊ニ安ジテ数百年ノ久キヲ過ギ衆論沸騰シ已ム可ラザルノ時ヲ待ツ如クナルベント。……近日民選議院ノ説ノ如キ真事誌中諸説之ヲ早トスルモ未ダ非トスルノ人ナシ。政府ハ吾輩奴官ノ知ル所ニ非ルモ亦畧早シトスルノ意ナランカ。然ドモ之ヲ早トスルハ後日ノ如此ヲ欲スルナリ、後日ノ其度ニ至ルヲ待ノ間亦長シ、其長キノ間方今治術ノ如ニシテ果シテ病症ニ適シ遺憾ナキカ、將タ大ニ可レ論アルカ。衆論ニ於ハ囂々不レ服不レ安ニ似タリ。」としているにすぎない。それに続いた②においては、民選議院設立に対する阪谷の基本的態度が漸く示されている

と云つてよい。即ち、「民選議院ノ説盛ニ起リ諸家ノ説随テ多ク出ルモノ之ヲ全ク非トスル者ナシ、特ニ開明ノ度至ラズシテ之ヲ起ス、早キト云フニ帰ス。小子謹案ズルニ其度実ニ早シ、然ドモ之ヲ早トスルハ其度至ルヲ待ナリ、待テバ則待ノ間待ノ事ナカルベカラズ。」は①と同じであり、一般民衆の開明度が進むにつれて始めて民選議院設立が可能であるとする、いわば時期尚早論だが、②では、「本立ザル時ハ民選議院モ亦枝葉耳。本トハ何ゾ。小子愚案ニハ政体目的立ル是也。」とその内容にふれてきていた。「論者徒ニ民選議院ノ起スベキヲ説テ一言政体ニ及バズ。何ゾヤ夫民選議院ハ上下同治ノ事ナリ、今献白シテ上ヨリ民選議院ヲ起スヲ欲ルニ、上下同治ノ體ヲ定メズシテ其事果テ益有ルヤ。小子浅学ナリ、上下同治ノ體定マラザルモ民選議院ハ之ト別事ニシテ善ク行ルル者ナレバ小子ノ迷ヒナリ、請フ謹テ謝シ教ヲ受ン。若不然シテ一ナル者ナレバ民選議院ヲ起ントスル宜ク先ヅ上下同治ノ政體ヲ確立スルヨリ論ズベシ、」と。この上下同治の目的は、既に維新の初めに立てられた「廣ク會議ヲ起シ萬事公論ニ決スベシ」そのことであつた。然し「其言徒ニ掲ゲ其実漸ク微故ニ萬務揺動人皆心ニ主ヲ失フ。於是乎民選議院ノ説今日ニ起ル、前日ノ明詔今日民選議院ノ説不レ期シテ其ノ歸ヲ一ニス、一ニスル所唯上下同治而已。」と考へ、先進国の実例として英国上下同治を推しているが、この「目的確立ノ実嚴肅ナレバ学校ノ教ヘ益々盛ナリヤスク、開明ノ政益々行レヤスク、之ニ加フルニ諸道諸県有名有望ノ士民公論ニヨリ年々官選シテ議員ニ列シ漸ク民選ノ法ヲ施サバ、三年效アリ七年小成、十年ニシテ所謂民選議院始テ大成、人民保護ノ道明ニシテ開明富強ノ実立ち、皇統億万年ノ安キ不レ待レ論ト愚按仕り候。」ことを提案したのである。その内容は、民選議院を設ける前提は、政体〓上下同治の政体、例えば英国のような立憲君主制の下における議會制度を範として、政体〓国家組織をまず確立することであるとしつつも、結論としては、民選議院設立には我国民の開明度未だしであり、文明開化政策を政府が横行していくなら、まず官選議院を始めよというのである。後、官選を漸減し民選に移っていけば、十年後には民選議院も大成し、皇統も億万年の安きにつくとしたのである。この内容は、①においては端的に「民選議院変則論」の題目下に、「当時流行ノ民選議説ヲ実地ニ行フニハ学則ニ正則変則アル如ク我国ニ於テハ洋学モ変則ヨリ開ケマ

シタワケデ官選議院ト申ス変則ヨリ次第二開ク可キコトト存ジマスル」といったはっきりした表現へと進んできた。我国における洋学の発達は、確かに変則であったが、その変則を正則に至る、あるべき一つの過程として認識しているのであって、やはり日本学論の存在する基盤から、この民選議院変則論が生れているといえる。「洋書ハ少シモ読ミマセズ唯々翻譯ノ中ヲ百分一ホド読ミ又此社諸先生ノ御話ヲ時々承リマス位」だが、「和漢欧米風土ハ異ヒマスモ道理ニ二ツハ御座リマセヌト」の信念があるのだという。然し、翻譯や明六社の人々による洋学知識が文中に散見するとしても、「逆シマニナツテ考テモ横ニナツテ考テモ此日本ヲ保護スルニハ此皇統ヲ保護シ奉ラデハナリマセン。」従つて人民の保護は即ち皇統の保護とするなら、「急ニ考テモ緩ニ考ヘテモ早く民選議院ヲ起スコトヲ御勸メ申スガ真ノ正直ヨリ出デシ愛國トカロヤルチ忠義ニテ皇統人民合一保護ノ業ト存ジマス。」ことが阪谷の民選議院論への基本的観念であるといつてよからう。この基本的観念から、「皇統人民ノ保護ハ必ず上下同治ト確定シ因循ナル自然説ヲヤメ小刀細工ヲセズ又躁暴ナル急進説ヲヤメ荒クレ仕事ハ先ツ差置、萬事此上下同治ヲ目的トシテ此所へ落付様ニ處置ノ順序ヲ為スガ第一ト存ジマス。ソコデ民選議院ヲ立ルニハ官選議院カラ始ルガ宜シ、民選ノ事ハ今誰モ習レズ理屈バカリデーツモ実地ニ當ラズ、ヤレソレト云々所ガ大騒ギバカリデムダナル費トナリ」の結論が出てきたのであり、①②も同じ内容をもつものと考えてよからう。さらにその民選議院変則論の具体的内容をみると次のようなものである。

「当時ノ官員方ハ大抵人選ニテ学者多シ又東京府下ニ人物集リ居マス、因テ公論ニヨリ官選シマス。」勿論、官選の対象範囲は全国に及ぶが、「凡學術民事等其長ズル所ニ随ヒ一道ヨリ二人又ハ三四人精密ニ官選シ其礼ヲ厚クシ年々次第ニ加ヘ議風議法ニ習レ且学校ノ教ニツレ開化ノ進ムニ随ヒ其人數ヲ増シテ選ビ會議法ヨリ議定シ行ト議ヲ合一ニシテ秘密抑制ヲ痛除シ、然ル後租稅法律外國交際金貨ノ處置順次ニ論定施シ行フベシ。諸県ニ於テハ県會区會其宜ヲ酌デ一定ノ法ヲ領テ各地ニ興ス中小學校ノ如ク致テ傑出ノ者ヲ東京ニ選拔シ、或ハ官職ニ補スレバ官路人選ノ法モ亦此ヨリ立チマス。諸道人員ノ加ハルニ随ヒ官員ノ議官ヲ兼ル者ヲ減シ漸クニ民選ノ法ヲ定ム。」というのであつて、概略を述べて細部に不明

の点もある。が、とくに英・米両国議会組織を範としたように、明治初頭において英米系の学問紹介が盛んであった風潮を背景として、幾つかの翻訳書からえたであろう知識を用いてはいるが、論の内容に認められる基調は、皇統・人民を保護し、文明開化の実をあげ、合せて正則民選議院を大成させるための、政府による上からの上下同治政体実現化への期待であったといえる。只今の民選議院論については理屈ばかりで、一つも実地に当たっていないものだとする理論の尊重も、とくに外国歴史知識の尊重を特色とする、啓蒙期知識人層の傾向でもあるが、また儒学者のもつ素朴な実証主義精神の延長と、一般的に考えてみてもよい。そうした内容にみられる諸要素は、新知識の外皮をもっているとはいえ、中期までに形成されてきた思想内容を核としているといえる。「我国デハ何デモ上ヨリ民選議院ヲ御立ニナル順ヲ立子バナリマセン。」ことは、彼にとっては自明の理であり、「今ノ所急イデナラズ急ガズデナラズ、独裁ヨリ同治ヘ移ス蝶ツガヒガ大事」としても、そこには、官選から民選への上からの上下同治政体確立と、万国一品たる一姓の伝統と存在を明確化しようとする二つの意味が指摘されるのである。これまでに指摘した諸点を含んだこの論文は、民選議院設立の理念を是とし、あるいは上下同治政体論に始る立憲政体論への萌芽をもちながらも、また他方、明治政府の文明開化政策実施を前提とした、官選議院論への後退的姿勢から、その確固たる主張を構成するには、諸要素間に統一がなく、さらには未だ身につかない外国事情の添加が、主張に混雑を増す結果となっている。

阪谷の変則論に近い考え方を雑誌で探すと、①の次号、第二十九号（明治八年二月刊）の巻頭にある、西周の「網羅議院ノ説」である。西の「当今ノ如キ明良相契ス宰輔忠賢皆其人ニシテ政府ハ則チ人文ノ淵藪タル」と、阪谷の「当時ノ官員方ハ大抵人選ニテ学者多シ又東京府下ニ人物集リ居マス」とに、みられる政府観の近似を始め、議院論において、西説の密にして阪谷説のやや疎であることの差異はあるが、民選議院論における思想とその性格における親近さが指摘できる。この西説との親近性が何時頃から、如何にして生じたかは明かではない。然し、阪谷の晩期における思想と行動に強い影響を及ぼした人として、西村茂樹と西周がまず考えられることから、西説が阪谷説の後から雑誌に発表されたこと

と関係なく、阪谷への西の早くからの影響が推測される。阪谷にとって、幕府最初の留学生であり、開成所・沼津兵学校から、山縣有朋の推挙で兵部省へ入り、明治十年前後を頂点として明治二十年頃までの間、もっとも啓蒙思想家の名にふさわしい活躍を示した西の学識には、早くから敬意を払っていたようで、そこからも以上の推測が出てくるのである。勿論、阪谷の民選議院論が果して西から直接えたものかどうかは疑問であるが、恐らく西、あるいは西村等の平素の意見も加味され、阪谷の意見を中心としてまとめあげられたものと考えられるのであって、阪谷説の内容的混乱の原因の一半もそこらにあったのかも知れない。従って森有礼の「網羅議院ノ説」評に、「而シテ官選ト網羅トノ別太ダ明瞭ナラザルニ似タリ如何。」とあるのは、またそのまま阪谷説の評ともなるのである。

民選議院設立建白に端を発した、民選議院論の白熱化の中で示された阪谷説は、原理的には漸進論あるいは時期尚早論とみるべきかも知れないが、阪谷説のもつ思想的基調と、幾つかの要素のもつ意味からの結論をさらにはっきりさせるなら、阪谷の場合は、民選議院論を祖上におきつつも、甚だ不完全ではあったが、議会論を含んだ明治政体論一般を説いたに止まったといえるであろう。

民選議院に関するものその他、雑誌中の阪谷の所論をみると、いわゆる文明論・学問論とがある。初・中期における阪谷の実学的―経世家的発言は、雑誌においては、政治論（民選議院論を含めて）・文明論・学問論の形で展開されたといえるが、その基盤となるものが、中期までにその形成を終っているといっても、その形成を主として促進してきた変革が、尚多くの変動を伴って続行されている過程にあっただけに、晩期の発言を雑誌上に限ってみると、不動の理念・主張を求め、自己のもつものと新しいものとの間にあつての苦心がうかがわれるのである。それだけにまた、啓蒙期思想家の例にもれず阪谷の場合も、文明論・学問論・政治論の内容が、それ自体独立した論究というよりは、明治七・八年の時点において、それぞれの主題のもつ意味を、「道理は一つなり」とする彼なりに分析し、それを他との関連の下で敷衍するという内容になっていて、それぞれを截然と区別できない。以下、ほぼ番号順にその所論をとりあげてみよう。

穂積のとりあげた、①の万国共同語論は、その一つの動機を、「此説(万国共同語)行レ難キ支那ヲ最トス。然ドモ彼固リ漢滿文字言語ノ異同夥多ナルヲ厭フ、且近來欧米ヲ学ベバ更ニ一煩雜ヲ加フ。到底服従ノ理アリ」と述べていることから、幕末以降の我国における洋学の発達と、それに伴う外国語学習の必要性においていたと思われる。彼はエスペラントのような、いわゆる世界共同語を考えているようでもあり、また「其初公用私用ノ別ヲ立テ各国旧習ノ字語ヲ私用トシ新定ノ字語ヲ公用トシ著書及交際ノ簡牘必公用字語ヲ用ヒ漸々公用字語盛ニシテ私用字語衰フル様ニセバ何如、如此ニシテ公用字語ハ魯漢トカ英仏トカ一二歸スル所ノ国独公私同用ノ益ヲ受クルモ天下ノ公議ナリ」といった考え方も加って統一されていないが、国字ローマ字説(西・西村)・平仮名説(清水卯三郎)に比べてみても、確かに考え方は大胆であり、ある意味では合理的であるとさえいえる。ただ発想の一端が示されているにすぎず、西のローマ字説ほどの精密さと、言語生活という実践への手がかりも少ないことと、阪谷芳郎のいう仮名交り文説への移行(あるいは併存か)、さらに極端に、共同語論を否定する発言が、『洋々社談』にみえていること、¹⁸⁾等がこの考え方を阪谷の所論内部においても、孤立したものとしている。

政治論については、民選議院論の他に、③⑤⑨⑩⑫⑬⑭等にそれがみられる。その中の⑤では、第十六号所載の西周「愛敵論」に啓発され、専横抑制の多いことを排しているが、⑨⑩は⑤をうけたものといってよい。とくに⑩は、明治七年四月の台湾出兵について、大久保利通が全権弁理大臣として八月清国に渡り、同年十月漸く條款調印に成功したことを直接の契機として書かれたが、「歐洲大賢ノ言ニ仁愛ナキノ勢力ハ邦国ノ衰運ヲ促シ徳行ナキノ智識ハ邦国ノ禍基ヲ崇スト。…人民ノ品行ハ邦国百事ノ原因ナレバ品行ノ善悪ニ随ヒ其效驗ヲ邦国ノ景象ニ発ス、…邦国ノ体面ヲ存シ商賈工人品物ノ精良ナルモノヲ出スコトハ聰明勇敏ノミニテハ得ベカラズ首トシテ端正真実ナルニ由リテ得ルト、」の三言を支那日本古聖賢の言に照らしてみると、一々符節を合することから、この三言を経とし、日支條款成立後の国内政治の処置を論ずることを緯として、政教について述べたものである。即ち、「庶民ヲ文明開化ニ導キ威信ヲ外国ニ立ルノ業何ヲ以テカ

之ヲ立ン。風習ヲ端正真実ニシ商賈工人品物ノ精良ヲ極メ輸出ヲ盛大ニシ国ヲ富シ兵律ヲ嚴ニシ動カザル山ノ如キノ事何ヲ以テ之ヲ基セン。…余等ガ願フ所ハ隴ヲ得テ蜀ヲ望ムノ意今日ノ慶(條款締結大月)ニヨリ時機ヲ失セズ征韓征支偉大ノ胆氣ヲ以テ風習品行ヲ戡定センコトヲ。」望んで、品行行事を正す政法(政治)、人心を正す教法(宗教)、富強の基を立てる財法等、国家体制確立の諸部門をとりあげ、根本は政法を行う人の品行行事そのものに求められることを、縷々述べたものであるが、征韓征支偉大の胆氣を要求するこの政教論も、結局は富国強兵策を結論とするところに、基本視角があったとみてよい。

さらに、文明論・学問論について語っているものを、一・二とりあげてみよう。

⑬では、世界觀の偏差を上觀・下觀(目ヲ上ヨリ着クル者上ニ偏シ、下ヨリ着クル者下ニ偏シ)に分け、「自主自由ノ權ヲ立ルハ、上ヨリ天下ヲ通觀シテ交際ノ同理ヲ明ニシ、又天降テ各国土ニ立チ、其国其家其府県院省風土時勢ノ宜ニ応ジ、我本体ヲ失セズ我分ノ守ル可キ所ヲ明ニシ、汎濫ニ陷ラズ固陋ニ僻セズ、上下天人ノ道理ヲ斟酌シ、心力ヲ裁成輔相ニ尽シ、以テ自然ノ成立ヲ期ス可キ而已。是学問治道凡人世事ヲ為シ業ヲ立ルノ大本」と考えている。論中、「嘲ル可キ者我國ノ開物成務ニ於テ一發明ナキニアリ。一發明ナキハ是人律教導ノ方唯下ニ拘泥シテ其公理ヲ尽サザルニ生ズ。是ハ則広ク英魯普澳米仏ノ事業ヲ參看シ、其皮膚ヲ舎テ其真理ヲ講究シ、以テ一種獨立他ニ異ナルノ基ヲ確立スベシ。…人心強健ノ精神ナク、平和怠惰ニ安ジ一有用ノ事ヲ思ハズ、何ヲ以テ發明アラン、又何ヲ以テ強國ノ基ヲ立ン。」あるいは「卑屈奴隸ノ習ハ我民ノ固有スル所ナリ」等の発言はこの論文に限らないが、そこに時代を指導する新しい内容を認めることはあまりない。弥留ミルの言を引き、あるいは西・森・福澤・西村等の影響や、読書等によって新知識をえたことを示す内容は多いが、その中核は、中期までの実学的∥經世家的發言の内容にみられる、儒学的合理主義や素朴な実証主義に裏づけられた発言と本質的な差異はないようだ。洋学に対しても、彼には日本学論の盾があったし、その限りでは儒学と洋学の結合に彼なりの自信があり、然もその思惟方法は彼のみでなく、儒学的教養を学問・思想の基盤とする、明治初年知識人

層に多くみられるものでもあった。時恰も、民選議院設立問題を中心とする自由民権運動も、立志社・愛国社の創立によつて新局面へ入り、台湾問題も清国との條款締結で漸く終り、征韓論は、賛否両論を交えて活発化している時期であり、明六社のみならず、社会一般にも政治論・時事論が多かった。阪谷の発言も、そうした時代的背景をもつものであることはいふまでもないが、強国、あるいは富国強兵の語の下に、天皇中心の政治論・文明論が繰返されているのである。

そうした中で、⑤の第四十号所載分で、「日支精神ノ欧米ニ及バザル者其原因固リ多シ、而シテ最モ機械ニアリト。如此論セバ教法老師漢学先生必ズ罵テ曰ン、渠レ器ヲ重ンジテ道ヲ軽ンズト。小子ハ然ラズ、唯道ヲ重ンズ故ニ器ヲ重ンズル也。夫レ道ハ無形也、器械ハ有形ナリ。無形ノ者有形ノ者ニ依ラザル行レズ」と述べた点は、日本学論の中心をなした「東洋道德、西洋芸術」観からの前進とみてよいであろう。阪谷は気学器械実用のことについて、「器械ハ術芸ニ生ズ、術芸ハ思慮ト熟練トニ生ズ。思慮ノ器械ニ於ル最モ重シ。而シテ天地ノ間、形ヲ為ス者皆氣ニ生ズ、氣ノ明カナラザル、何ヲ以テ其思慮ヲ致シ、何ヲ以テ形ヲ作ラン」とし、また理及び氣を学問原理とする儒学の本家支那が、気学あるいは器械の創始において西洋を抜いていたのが、その後全く発展しなかったのは、専ら人道—修身学や政治学を説いて、気学を論じなかつた孔子の罪ではなく、五行思想の罪であつて、日支ともに気学の伝統を早くから開拓していたなら、気学器械において西洋に劣るものではなかつたと説いた。「気学器械実用ノ事、心粗ナレバ成ラズ、耐忍ニ非レバ熟セズ。耐忍ニシテ心精密ナレバ人生凡百運用ノ工夫、半知半解利ヲ目前ノミニ取ルノ事ヲ為サズシテ、粗暴輕躁猿ノ如キノ習モ亦自ラ行ハレズ。胆力日々ニ大ニシテ、精神月ニ加ル。夫レ気学ノ開ケザル、既往ハ咎ム可ラズ。…吾願クハ、西洋外貌ヲ学ブノ陋習ヲ痛除シ、凡ソ保護教育ノ責メニ任ズル者深ク心ヲ此ニ留メ、^{ニユトシ}百牛董、^{ワット}千瓦徳ヲ我ニ出サンコトヲ。若シ然ラズシテ徒ニ空理ヲ談ジ、空法ヲ講ジ、仮装ノ開化ニ誇ル、」ことを避けよとしたのは、西洋の窮理学を理学にあらざり気学であつて、儒学の理に従ふものとし、封建支配者の用に立つべきところに、日本の気学として成立する理由ありとした、いわゆる日本学論から、あくまでも儒学理論の枠内ではあるが、西洋における気学としての独自の発展と、我国における展開と

を認めた科学文明論へと進んでいる。もともと、気学器械実用之事、とあるように、思慮と熟練を基礎とする実用面応用面が前面に出ていることは、時代の要請がその面に強かったとはいえ、否定できないし、そこでも思慮の優位性が説かれている。その意味では、やはりあくまでも気学であって科学ではない、西洋気学の相対的独自性の認識だといわなければならぬ。また阪谷の日本学論も、本質的変更をこの際必要としなかったであろうし、その延長線上において十分成立しうる考え方であったともいえよう。第四十一号では日耳曼(独逸)に学ぼうとする方向が示されてくるが、それに続く⑯が、雑誌における阪谷最後の論文であり、雑誌最終号でもあった。

この尊王攘夷説は、古くから表明していた彼独自の内容をもち、いわゆる尊攘理論とはやや趣を異にしている。その内容は、「前年ノ尊攘ハ詔諛ヲ攘テ港ヲ開クニアリ。方今ノ尊攘ハ又詔諛ヲ攘テ上下公議ノ方ヲ定ムルニアリ。其端何ヨリ手ヲ着ク。曰、闔国公有ノ財ヨリ始ム。」というにある。阪谷自らは中期までにおいて、「時勢ト洋学ニ於テ見聞スル所ナシ。」と述べているが、勿論謙遜の辞とみてよく、むしろ変革期を通じての自説の貫徹を誇示している。その尊攘説は、すぐれた政治思想であった幕末尊攘論中において、まさしく儒学的名分論の域内に止まった、内向的な尊攘説であって、夷とは詔諛テレンユ(こびへつらう)であり、王を尊ばんとするには、まずその詔諛を攘うことであつた。この詔諛があれば、知識を愚にするだけでなく人その心に主なく、東に奔り西に倒れ転倒、定志なくして一事を成すことも不可能であり、法律の立つべくもなく、野蛮詔諛によって国家も衰乱する例が多い。この為、欧洲文明諸国においては、国家公共の理を明かにし、上下同治の政体を定めてからその弊もなくなっている。従つて我国も、尊王の実をあげ、政府の文明開化政策によって民衆の蒙を開いていく為にも、まず上下同治の政体を確立することが先決だとしているのである。最終論文⑯においては、雑誌上での阪谷の所論が幾つか繰返されて、とくに政治論の内容における主張が、一貫して繰返されている。明治八年は一月の大阪会議に始まり、四月十四日には、漸次立憲政体を立てる方向を示した詔書が發布されて、政府の対民権論策も押し進められ、六月には、雑誌の廃刊と明六社解散の原因ともなった、讒謗律・新聞紙条例が公

布された。雑誌の上では、明治七年六月以降、この八年の十一月までに示された、上下同治政体の確立、即ち立憲主義と議会制度の確立への指向を中心とする所論の一貫は、立派だといわなければならぬ。然し逆にみれば、そうした政府の対民権論策として、言論統制が強化されていく時期に尚、明治政府の上からの文明開化政策を容認し、近代国家としての富国強兵策を強調した発言とともに、政体論が説かれていることは、阪谷のもつ思想的限界を明かにしていることでもあった。

以上述べてきた諸点を、結論的にまとめて簡単にいえば次の通りである。とくに中期以降、洋学を主とする新知識の精力的吸収と結果を交えてはいるが、やはり中期までの学問・思想形式の延長線上において、儒学（朱子学）理論、とくに名分論の貫徹が、現存する政治体制への追従の下で述べられているというのが、雑誌よりみた阪谷の思想の性格である。先に紹介した、穂積陳重と阪谷芳郎の指摘は、たとえば揭示のもつ意味等、それぞれに阪谷の思想と行動の一面をいいえてはいた。然しながら、新時代への疑問は、学問的慎重論であったというよりは、旧幕時代人であった阪谷にとっても、当然な新時代への疑問の表明にすぎないものが殆どで、疑問の発想においては、少くとも儒学者としての理念は不動のものであった。兵式体操・世界共同語論、あるいは民選議院論その他、全ての論文の内容を一々紹介しなかったが、教育上・文明論上あるいは国語問題上、その発想・内容にそれぞれ着目すべきものがあるとしても、初・中・晩期における阪谷の思想形成史上においてみた結論は、以上の如きものであった。

三 『洋々社談』における阪谷

啓蒙思想家集団としての明六社の活動に比肩すべき、知識人層の集団は、同時代において他になかったといえる。雑誌の後をおうものや、漢学者・和学者の集団は他にもあったが、とくに明治八年六月の讒謗律・新聞紙条例公布後、あるいは、明治十年代以降、政府の強圧がはげしくなっていく時期にあっては、明六社の後をつぐものともみる集団^⑩学会はないといつてよい。阪谷が明六社にあって、雑誌にも執筆していた頃、さらに加盟していた洋々社は、明治八年三月に創立さ

れ、毎月一回集会していたものであるが、明六社とはその方向を別にする保守的傾向の強い集団であった。大槻磐翁の「洋々社記」²⁰には、「社以洋々名、期所樂也、設社何所、曰不_レ止_二一處_一、春則美花映_レ竹、禽鳥上下、夏則綠樹幽草、紛紅送_レ馥、秋則枯荷聽_レ雨、池亭取_レ醺、而冬則蘭入_二温室_一與_二善人_一居、一鼎茶聲、紅爐吐_レ烟、是皆其處也、其參_レ社者何人、風流儒雅、博聞強記、有_下純_二於國學_一者_上、有_下專_二於漢學_一者_上、有_下主_二於洋學_一而兼_二國學與_二漢學_一者_上、……嗚呼方今文明開化之秋、不_レ耽_二宴樂_一、不_レ事_二佚遊_一、特設_二此社_一、聚首討論、務採_二公論_一、旁_二蒼_一異聞、每會一通、錄曰_二社談_一、刷_二之活字_一、以_レ霑_二被_一 皇化洋々之澤_一者、」とある。洋々社は、西村茂樹及び 阪谷を始めとして、大槻磐翁・黒川眞頼・大槻文彦・那珂通世及び通高・榊原芳野・小永井八郎・木村正辞・南部義等・依田百川・野口之市・平野知秋・飯島半十郎・大井鎌吉・室岡峻徳・大澤清臣・青山勇・伊藤圭介・林昇・小中村清矩・増田贊・埴原経徳・島田重礼等を会員としているが、「社友会スル毎ニ其相示ス所ノ文ヲ採リ、コレヲ活字ニ印シ、以テ同好ノ士ニ領ツ、読ム者ヲシテ洋ノ樂ヲ共ニセシメンコトヲ欲スレハナリ」²¹として、『洋々社談』²²（以下社談という）を、明治八年四月から明治十六年三月までに九五号刊行した。

麻生義輝は洋々社の性格について、次の点をあげている。初めはごく少数の倫理的・道德的傾向の強い同志が集って、知識の交換を企てていたのが、後には相当大きな集団となったが、明六社員に比べると、保守的傾向が支配し、清教徒意識（大槻のいう宴樂・佚遊を事としない）さえみとめられる。社談の論文も、多くは時事問題と関係のない倫理・道德の問題がとりあげられ、その中で西村の文章はとくに光っていて、いかなる問題の処理にも、急進または保守的立場に与しなかつた、道德哲学者西村の温和な折衷主義、そして阪谷のやはり折衷・調停主義が、洋々社の性格といつてよいと。依田百川の、洋学を教へ学ぶ者が「大抵学フ所ハ言語ヲ通シ理論ヲ解スルニ過キス、実理実物ヲ講究シテ人倫日月ノ事物ニ益アル者ヲ見ス、故ニ業就リ学熟スルモ朝ニ官シ職ニ任スルカ、或ハ門戸ヲ開キ子弟小学ノ師トナル有ルノミ、百般ノ巧芸ニ熟練シ或ハ機器妙用ヲ發明シ、物産ヲ増植シ国ヲ富マシ財ヲ長シ、自ラ養ヒ人ヲ養フノ術ヲ善クスル者ナシ」²⁴として、洋

学(者)への疑問を述べ内容も、また洋々社の性格を代表する一意見であろう。
阪谷の社談所載論文は次の通りである。

- ① 文會演説 一号 八年四月刊
- ② 讀三米國政体畧說譯本一 四号 八年七月刊?
- ③ 標工ヲ記ス 五号 八年八月刊?
- ④ 忍說 六号 八年九月刊?
- ⑤ 古川古松軒遺事 八号 八年十一月刊?
- ⑥ 新年會演説 十号 九年一月刊
- ⑦ 前田慶次郎自贊 十八号 九年七月刊
- ⑧ 堪忍ノ喩 二十号 九年八月刊

(以下の引用は論文名上の記号による。)

二十号以後は少くも四十号(明治十二年三月二十六日刊)までは論文をのせていない。²⁵⁾然し、麻生がとくに⑥⑧を引用して阪谷の保守退嬰の機會主義、あるいは折衷・調停主義を指摘したように、社談における阪谷の主論文は⑥⑧の二つといえる。

創刊号の①では大概に次いで、洋々社創立の意義を述べているが、「古今日支欧米ヲ分タス體ニ詩文叙事議論ヲ論ゼズ唯其佳ナル者ヲ公選シ、苟モ文字ノ雅ニシテ、一理ヲ存スル者、挙テ之ヲ取ル……各其趣ヲ自由ニシテ其敏ヲ呈ス、所謂文ヲ以テ友ヲ会シ、友ヲ以テ仁ヲ輔クル者」だという。そうして、「夫レ道ハ天下一ノミ、而ノ人異ニ、地異ニ、山河形勢異ニ、風習語言異ニ、之ヲ通スルノ文字亦異ナリ、……夫レ他山ノ石、以テ玉ヲ攻ク可シ」と主張した。これより一月前(演説は二月前)の雑誌の論文⑩で、「和漢欧米風土ハ異ヒマスモ道理ニ二ツハ御座リマセヌ」とし、あるいは明治九年

一月の⑤においても、「以為ラク道一也何ソ和漢洋ヲ分タン」と述べたが、道は一つであるべきとする阪谷が、「職務ノ暇ハ明六ノ社ニ学語小児ノ態ヲ倣ヒ、一円旧雨ノ社ニ漢字ノ旧情ヲ掬シ、又此洋々ノ社末ニ參シテ益ヲ諸彦ノ余論ニ受ク、泛交濫際耳目ノ学ニ沉溺スルノ毀議譏謗ヲ招」いた。それでも尚、「姑ク諸君子ヲ以テ活書籍ニ当テ、粉ヲ恋ヒ香ヲ追フノ暇ニハ諸君子ノ高話ヲ聴キ、聊其過ヲ謏劣ノ晚年ニ寡クセン而已」と覺悟していたという。雑誌から今社談に及んで、それらにみられた内容から阪谷の思想を考へてるとき、明治九年に至つてのこの述懐は大事であろう。それは、道理は一つであるという信念から、和漢洋の学問・思想の森にわけ入つて、そこに一つの道理を探りとりうとした阪谷のえたものが、和漢洋学の知識からえた諸国の政治・学問・文明にある、それぞれの相対的な真理の存在の認識であつたといつてよいからで、ひいては、あるがままの真理の容認から、自己の主張の確立しないままに、現存する政治・社会体制のそのままの肯定へと進む可能性を十分にもっているからだ。このことはいうまでもなく、雑誌所論に等しく通ずるものであつたが、ただ彼にとつて、そうした認識そのものを可能にした基盤は、いうまでもなく、儒学思想であり、揭示であり、日本学論の延長においてであつた。「仰明ニ天造憲法²⁰、俯審ニ人情事態、規律允執^中、更張不^レ失^レ叙、則上下自由之権確立、保護非^レ難也」は、そうした阪谷の思想を、もつともよく語るもの一つである。

社談においては、「勉強耐忍ハ人事ノ基本タリ、而シテ勉強ハ又耐忍ニ依テ成ル、凡ソ物ノ成ル異ニ相磨スルニ由ル、土木皮革水火金石相磨セザル器ヲ成サズ、故ニ逆境ナル者ハ順境ノ生ズル所ナリ、異ハ逆境ナリ知識ヲ長ズルノ所也、而シテ逆境工夫ハ唯忍ニアリ、能ノ耐忍シテ勉強スル、百事何ソ成ラザルヲ憂ヘン、」あるいは、「一身ノ権利ハ重シ、而シテ一身ノ権利ノ立ツハ、社会交際ノ義務明ニシテ、他人ノ権利ヲ妨ゲザルニ在ルナリ、然ラサレバ虎狼ノ自由権利ノミ、何ゾ人面ノ交際ヲ全クスルヲ得ン……今ヤ智識ノ開ケ文明ニ向フハ洵ニ喜フ可キモ、時世転換ノ際滔々乎トシテ輕浮ノ濁浪天ニ漲キリ、成秋津洲ヲ漂蕩セントシ、人々姑息ヲ以テ其職ニ居リ、……競ヒ争ヒテ西洋ノ悪弊ヲ学ヒ、」等、雑誌の所論と同じテーマと内容が繰返されてもいるが、注目されるのは⑥である。⑥は明治九年八月刊行の第二十号にのせられたも

ので、いうまでもなく讒謗律公布後の社会状勢が背景にある。然し、「百余年来、民権ノ説大ニ行ハル、民権ノ公理タル、万口皆同ジ、而シテ急進漸進ノ論、互ニ相喧争ス、其説万端、時勢風土ニヨリ異同アリト雖……詔諛行ハレ、抑圧盛ナレハ、其君其国ノ必衰亡ニ至ル事、万国ノ殷鑒ニ昭々タレハ、是其君其国ヲ衰亡ニ陥ラスナリ、而シテ民権ヲ盛ニスルハ善ナリ、然レトモ其権ヲ立テシムルハ、自ヅカラ其度アリト言ハ、」等の箇所は雑誌上のものとさして変らないが、阪谷が田で述べたところは、とくに民権論について、雑誌上の民選議院論の線からさらに後退していくものであった。然も主題の民権論に限っていえば、むしろ結論ははっきりしてきている。即ち、「急漸（急進論と漸進論）ノ間、鼯錯ヲシテ論ゼシメバ、禍ノ大小、何レニ在リト為スヲ知ラスト雖モ、漸進ノ極点タル所ヲ求ムレハ、是モ亦急進家ノ鬪国分離ノ禍ヲ以テ、王家ヲ顛覆スルニ帰スル者ト、同説ト為サザルヲ得ズニ家固リ其心ニ於テハ、心然ラズ、然シトモ、其事ニ於テハ、俱ニ此弊ヲ免ル可ラズ、……則ニ家ノ説其民権ヲ善トスルノ点、同シ、其弊ノ、知ラズ識ラズ、顛覆ニ帰スルノ点、同シ、」というのである。そこでは、民権論の否定が結論とされているとよからうが、その理由は、内容自体からみる限り甚だ明瞭だとはいえない。たゞ鬪国分離の禍をもたらし、王家を顛覆するところにあつたといえる。然も、では民権論を克服する立場は何かといえば、「大同ノ至理ハ万異相磨スルノ中ニ生ズ」「苟モ私意ヲ除テ識見ヲ公正ニ立レハ、安全利益ノ道ハ、其レ最モ異ナルニ付テ、講究スルニ在ランカナ、」等、従来の発言にすぎない。何れにしても、明治九年の時代環境からのみ考えられる変化ではなく、阪谷が雑誌以来、あるいは初期以来、一つであるべき道理を求め、自己の主張の確立を求めてきた、努力の一応の結果としてみなければならぬが、そこには新しい質的変革を見出すのではなく、上述してきた阪谷の思想の基本的諸性格からの、正にあるべき結果を見出すのである。大体、社談においては、雑誌と異って、意見の鮮明さというか単純さと、古人の遺事や修身の徳目を語る安定とがあり、また、雑誌における新時代との思想的な苦しい戦いに比べて、社談においては教訓訓話的静かさがある。これは、洋々社と、社談のもつ性格に阪谷はより密着したのもっていたからであり、和漢洋学にとりくんできた阪谷は、初・中期以来の思想的基盤であ

る儒学思想の素地のままで、主張を語れるからだと考えてよからう。さらに資料を付加すると、前節の世界共同語論のところでも述べたことであるが、「蓋文字言語ノ異ナル、猶品物ノ万種ナルガ如ク、殊別ヲ自然ニ生シ、以テ各地ニ便ス、固リ之ヲ一ニス可キニ非ズ、唯各其異ナルニツキ切磋商明シテ、真理実用ノ一ナル所ヲ求ム可シ、」である。穂積のいう大胆かつ進歩的な世界共同語論は、ここでは全く否定しられているが、それも以上の理由の中で納得できる一例であろう。麻生は、そうした理由を承知してと思うが、「阪谷は既に五十の坂を超え、社会的地位ある老漢学者であった。その老漢学者の彼が、各種の結社を訪ね、和漢洋の書籍を濫読して、何処にか確たる思想的根拠を得ようと彷徨した。然してその結論として獲たところのものが時代の波に押された点もあろうが、爰処に述ぶる如き保守退嬰の機会主義に外ならなかつた²⁷⁾。」と、主に社談からみて阪谷を規定したのも当然であろう。然し、阪谷の変革期における思想の形成を、初・中期において考察し、今晚期の中で、雑誌・社談の発言についてその内容を考察した結果からみると、さらに次のような考察を付加してもよからう。つまり、明六社から洋々社への精神遍歴と、洋々社における発言から、明治初年における阪谷の思想の性格を決定づける麻生の結論を認めるとしても、むしろ阪谷の思想形成史の中では、内容的にも明六社と洋々社における発言を並列させて考察すべきであろう。たとえば、中期までの思想形成を基盤とした、新政府下での発言としては、前述のような両社における相違はあるが、本質的には差異はないとする基本的理解が、麻生の方法では欠けてくるからである。

ともあれ、「時世転換」にともなつて、阪谷は東京における官僚としての新生活を送りつつその職外の事に精進したが、雑誌・社談からみた思想の性格形成においては、初・中期以降の儒学思想＝朱子学への信奉から、本質的に抜けださなく契機をもちえなかつたのである。

註

- ① 「変革期における思想の形成（一）、（二）―阪谷素の場合―」（「人文研究」第12巻第8号、第13号第7号）。

明治期における阪谷素の思想について

一〇〇 (五五七)

- ② 何れも初期の「猷芹書」から引用。
- ③ たとえば「江木鰐水日記」参照。
- ④ 「上大原源老公書并副書」(中期)。
- ⑤ 「揭示上書」(中期)。
- ⑥ 明六社と『明六雜誌』については、麻生義輝『近世日本哲学史』・西田長寿「明治初期雜誌について」『明六雜誌解題』(『明治文化全集』雜誌篇)、『明治時代の新聞と雜誌』・遠山茂樹「明六雜誌」(「思想」昭36・9)・大久保利謙等「近代思想の先駆」(『新日本史大系』第六卷の第五章第一節)参照。
- ⑦ 麻生前掲書所収。改正制規は明治八年五月のものだが、明治七年のものは、『世界歴史事典』史料篇にある。後者の実践的性格を示す部分が、前者では削られていることについては、遠山前掲論文参照。
- ⑧ 森有礼「明六社第一年回役員改選ニ付演説」(『明六雜誌』第三十号―明8・2) 明治七年二月付の社告。
- ⑨ 阪谷の「転換蝶鉸説」に、「即チ七年二月初ニ当テ其書ヲ左院ニ呈ス。其後明六社ノ末ニ参ハリ、」とある。
- ⑩ 「贈正五位阪谷朗廬事歴」による。
- ⑪ 遠山前掲論文。
- ⑫ 明治八年一月二十五日付紫原和宛書翰(『阪谷芳郎伝』第一章所収)
- ⑬ 森有礼演説―⑧と同じ。
- ⑭ 『明六雜誌』については、全て『明治文化全集』雜誌篇所収のものによる。
- ⑮ 「朗廬先生贈位祝賀會」席上における、「余が見ざる朗廬先生」(『阪谷芳郎伝』所収)
- ⑯ 「所感」(『朗廬事歴』所収)
- ⑰ 第三節においてその内容を述べる。

⑱ 洋々社については、麻生前掲書参照。

⑳ 『洋々社談』第一号。

㉑ 「洋々社談」每号扉裏にある社告。

㉒ 編輯は飯島半十郎、明六雜誌と同形で一冊三錢五厘、月刊の形であるが、月二回発行の時もあった。尚、本文中句読点のないものは大月がつけた。

㉓ 『明治文化全集』所収の「明治雜誌年表」による。西田『明治時代の新聞と雜誌』では、三月という。

㉔ 依田百川「洋学ノ疑」(第三号)。

㉕ 第四十一号以後は、まだ見る機会をえていないが、恐らく第二十号のものが最終論文かと思う。尚㉑㉒㉓の発行月は不明で、数字は推定。

㉖ 「何謂_二天造憲法_一、曰_レ弊倫、又曰_レ立_二政体_一、宜_二先熟_二察其國人情事態_一、又曰_レ法制更張宜_レ適_二時_一、又曰_レ群居和合各保_二權利_一、而得_二自由不_レ可_レ不_レ依_二規律_一」(㉑から)

㉗ 麻生前掲書。